

「小学校外国語活動(英語活動)」における指導者の 現状と課題：学級担任が単独で行う授業に向けて

著者	西崎 有多子
雑誌名	東邦学誌
巻	38
号	1
ページ	53-72
発行年	2009-06-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1532/00000188/

「小学校外国語活動（英語活動）」における 指導者の現状と課題 ～学級担任が単独で行う授業に向けて～

西崎 有多子

目次

1. はじめに
2. 文部科学省の立場
3. 指導者の現状
4. 文部科学省による研修
5. 文部科学省による条件整備
6. 教育委員会の役割
7. 指導者をとりまく状況の変化
8. 今後の研修のあり方
9. 学級担任が単独で行う授業に向けて
10. おわりに

1. はじめに

2008（平成20）年3月に告示された『小学校学習指導要領』の改訂により、2011（平成23）年度から、全国の小学校5・6年生で年間35時間の「小学校外国語活動」が必修化されることになった。1992（平成4）年に最初の英語教育の研究開発校が指定されて以来、一部の小学校で先進的に研究実践が行われてきた。その後1998（平成10）年度に改定された学習指導要領により、2002（平成14）年度から全国的に「総合的な学習の時間」の枠組みでの国際理解に関する学習の一環としての英語活動が始まり、小学校への英語導入について検討が続けられてきた。文部科学省の平成19年度の調査結果によると、既に全国の公立小学校の97.1%で

「英語活動」が行われている。しかしそれは97.1%の学校で何らかの「英語活動」が行われているという事実のみを示す数字であり、地域・学校により、その内容や時間数は大きく異なっている。それらの格差は公立小学校における義務教育の機会均等を保障できないほど拡大した状態となっている。

文部科学省は今回の「小学校外国語活動」の導入にあたり、初めての全国共通教材としての『英語ノート』の配布ならびに時間数の決定を行い、新たな「外国語活動」という教育活動を創り出し、はっきりと今後の指針を示した。このことは、今まで放置されてきた格差を減らし、義務教育における機会均等を確保し、中学校への接続やそれに続く高校英語も視野に入れた大きな改革になると考えられる。今後は、拠点校等の先進校も今まで「英語活動」をほとんど行っていない小学校も、今回の導入によって全国的に初めて2年間の移行期間を経て、同じ内容同じ方向へ向かっていくことになるだろう。

「英語活動」ならびに「外国語活動」の指導者については、それぞれの段階で様々な形態が提案され実行されてきたが、多くの課題が残されたままである。今回の必修化に伴って、結果として学級担任が単独で行う「外国語活動」の時間数は今後各段に増えていくと思われる。指導

者の点から現状を分析し、学級担任が単独で行う授業を可能にするための課題と支援について考察する。

2. 文部科学省の立場

文部科学省はこれまでいろいろな機会に「英語活動」や今回の「外国語活動」の指導者について言及している。それらを辿りながら、それぞれに内包されている課題について考えてみたい。

2.1 「総合的な学習の時間」における「英語活動」

小学校英語活動が実質的に導入されることになった総合学習について、1998（平成10）年に告示された現行の『小学校学習指導要領』の第1章総則「第3 総合的な学習の時間の取扱い」の中で「国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。」[1]と記されている。しかしここでは、指導者については何も述べられていない。学級担任を想定しているのか、ALTなどとのteam teaching（以下TTとする）の可能性があるのか言及されないままであった。

2001（平成13）年に『小学校英語活動実践の手引き』が発行され、この中で文部科学省は「英語活動」について初めてその授業内容を具体的に提示した。国際理解については学級担任が授業をすることもあったが、「英会話」や「英語活動」の授業に関しては、小学校の先生方に何う限り、学級担任が単独で行うことはほとんどなかったようである。実際には教育委員会から派遣されたALTが中心となって授業が行われ、学級担任は立ち会ったり、補助的に参加

していた例が多く見受けられた。カリキュラムは教育委員会主導のケース、市町村による入札で決定されたALT派遣会社のカリキュラムがそのまま使用されるケース、ほとんどカリキュラムがないケースなどがあり、『小学校英語活動実践の手引き』が発行された後も授業内容が統一されているとはいえない状態であった。ALTに任せる授業が多かったため、研究開発校や特区などを除いて学級担任を「英語活動」の指導者として研修が行われることがないままの状態が続いてきた。

2.2 「『英語が使える日本人』育成のための戦略構想」

2002（平成14）年7月に「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」が、翌2003（平成15）年3月「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」が発表された。その中の「小学校の英会話活動の充実」では、計画として「総合的な学習の時間などにおいて英会話活動を行っている小学校について、その実施回数3分の1程度は、外国人教員、英語に堪能な者又は中学校等の英語教員による指導を行う」と書かれている。また、「指導体制の充実」では小学校に直接関連する項目として、「JETプログラムによるALTの有効活用：国際理解教育や小学校の外国語活動への活用又は特別非常勤講師への任用などを通じて一層ALTの有効活用を促進。」ならびに「英語に堪能な地域社会の人材の活用促進：一定以上の英語力を所持している社会人等について、学校いきいきプランや特別非常勤講師制度等により英語教育への活用を促進する。」が挙げられている[2]。

戦略構想の達成目標は2008（平成20）年となっていたが、他項目の目標と共に、その経過や結果の報告は今のところどこにも見られないままである。また「3分の1程度」という割合

も達成するには多くの条件を満たさねばならず、またそれは同時に、授業の3分の2は、学級担任は自分以外の教師ならびに講師の助けなしに行うことを黙認していることであり、実施が難しい現実を示しているといえる。

2.3 「小学校における英語教育について」

2006（平成18）年3月に行われた中央教育審議会外国語専門部会（第14回）は、「小学校における英語教育について」を報告した。その中の「小学校における英語教育に関する教育条件」の「指導者」として、「当面は学級担任とALTや英語が堪能な地域人材等とのチーム・ティーチングを基本とする方向で検討することが適当と考える。指導者に求められる技能の内容と水準を具体化した上で現職教育研修プログラムを開発・実施する。中期的見通しを持って、大学の小学校教員養成課程における英語に関するカリキュラム導入について検討することが必要である」と提言している〔3〕。未だに求められる技能の内容と水準の具現化はなされていないが、現職教育研修と大学の小学校教員養成課程についてはその現状を後述する。

2.4 『学習指導要領』2008（以後『新学習指導要領』と記す。）

さて、今回の『新学習指導要領』においては、「小学校外国語活動の目標及び内容等」の「外国語活動における『指導計画の作成と内容の取扱い』」の中で、「(5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実際には当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。」としている。

「授業の実際」についてより詳しく後述されて

おり、「活発なコミュニケーションの場を与えたり、さまざまな国や地域の文化を児童に理解させるなど、国際理解教育の推進を図ったりするためには、指導者にある程度、英語をはじめとする外国語を聞いたり話したりするスキルや、さまざまな国や地域の文化についての知識や理解が求められる側面も或ることから、ネイティブ・スピーカーや、外国生活の経験者、海外事情に詳しい人々、外国語に堪能な人々の協力を得ることも必要と考えられる。」加えて「(中略) 授業における外国語を用いた具体的な活動の場面では、ネイティブ・スピーカーや外国語が堪能な人々とのコミュニケーションを取り入れることで、児童の外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする意欲を一層高めることにもなると考える。」と書かれている。

また音声面における「ネイティブ・スピーカーや外国語に堪能な人々の協力」にも触れられている。「日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと」という指導事項では、「体験的な活動を通して指導されるべき」で「ネイティブ・スピーカー（ALTや留学生など）や地域に住む外国人など、異なる文化をもつ人々との交流を通して、体験的に文化等の理解を深めることが大切」と述べられている。

また、「実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。」となっている〔4〕。以下、学級担任をはじめとする、指導者の現状について考察したい。

3. 指導者の現状

文部科学省の「小学校英語活動実施状況調査結果概要」（平成19年度）によると、英語活動を実施している学校（全体の97.1%）において、

その指導者は約95パーセントが学級担任となっている。一方、「小学校英語教育に関する意識調査」（平成16年）において、「誰が教えるのがよいか（保護者）」の回答では、小学校教員＋英語を母国語とする外国人が89.5%に対し、学級担任などの小学校教員は10.2%と低い [5]。この回答は、平成16年当時のものであり、今回の新学習指導要領で示された「外国語活動」を想定しているわけではなく、知識やスキルの習得を目標とする英語の授業とされているための結果であるとも思われるが、今まで英語を教えることが想定されていない学級担任に任せることへの不安もあると思われる。

3.1 学級担任

(1) 学級担任をとりまく環境

「総合的な学習の時間」においては、一部の先進的な小学校を除いて、「英語活動」はそのほとんどがALTをはじめとする、英語のできる講師が小学校に派遣される時間にのみ行われる授業であった。しかし今回の「外国語活動」の導入で状況は一変した。人の確保においても予算においても、すべての「外国語活動」の時間に学級担任に加えて、もう一人の講師を用意できなくなった。その意味で年間35時間という時間数は、そのすべてをTTで行うことができる時間数を優に超えている。中心となる学級担任(T1)を支え、T2となるALTを補うものとしての地域人材の活用についても、どの程度の人材がどれだけ確保できるのか不透明である上、どの授業がTTとなり、どの授業が学級担任単独となるのか、実際のところ指導案上TTとしたい授業があっても、必ずしも予定どおりにT2が授業に参加できるとは限らないのが実態である。

もはや、学級担任が単独で「外国語活動」の授業を行うことは避けられず、そのためには、

文部科学省、教育委員会、校内組織、学級担任の先生ご自身が、それを前提にして、児童にとってよりよき「外国語活動」を行えるよう最大限努めなければならなくなった。採用時には想定されていない現実が突きつけられている先生方にとって、不安と重荷に感じられることは間違いない。

必修化は5・6年生とされているが、今まで低学年・中学年においても「英語活動」は行われてきた。『新学習指導要領』にない低学年・中学年の「外国語活動」を今後どう扱うのか、現場では大きな問題となっている。総合学習と「外国語活動」が切り離された以上、今までのように総合学習の時間に英語に関連する授業はできなくなり、低学年・中学年には、総合学習における探求型活動の中で国際理解などに関する授業を行うか、または学校裁量の時間に行うことしか許されなくなった。小学校によっては、低学年・中学年に対しての「外国語活動」をすべてカットするところ、年間10時間前後確保するところなど様々である。児童にとっても、今まで積み重ねてきたものを無駄にしないためにも、引き続き行いたいという先生方のお気持ちもある。そのため、5・6年生の学級担任以外の先生方も、TTでまたは単独で「外国語活動」を行う機会が増えることも想定される。低学年・中学年の授業も含めて、限られたALTが参加できる時間をどの学年に対してどのように配分するか、小学校によって工夫がされている。

(2) 学級担任の視点のある指導

学級担任によって書かれた指導案には、学級担任にしか書くことができない児童の様子が書かれているものがある。日頃のクラスの状況、児童の興味の対象、学習の状況から保護者の反応に至るまで、担任としての思いと熱意が強く感じられる。毎日児童に接し、児童を理解し、

児童の実態、学習経験を十分把握した上で授業が行われ、学級経営がなされている。児童のよき理解者である学級担任による授業の効果は、それ以外の教師によるものとは異なる良さがあり、「外国語活動」においては他の講師では行うことができない多角的視点を持って活動を行うことができる。それにより、児童の新しい側面を引き出し、「外国語活動」の目的のひとつである「コミュニケーションの素地」の育成において他教科ではできない、この活動ならではの効果が期待できる。

「外国語活動」を経験するにあたり不安に感じている児童もいると思われるが、学級担任が行うことにより、過度の緊張感を持つことなく活動に取り組めるだろう。児童たちにとって、自分たちの担任の先生が授業面でも生活面でも一番安心できる存在であるはずである。安心感の中、心を解きほぐしながら、日常ではなかなか機会のない学級全体の児童同士のコミュニケーション活動を可能にする教師として、学級担任は最適任である。

3.2 学級担任以外の教師 (T2)

(1) 外国語活動を担当する教師

『新学習指導要領』にある「外国語活動を担当する教師」は主にいわゆる英語専科教師を指すと思われる。一部の小学校では既に中学校の英語教員を小学校の英語専科教師として異動させたり、中学校（または高校）の教員免許などを持つ英語専科教師を常勤講師または非常勤講師という形で確保しているところがある。この場合音楽の専科教師同様、「外国語活動」の授業は学級担任でなく、この専科教師に一手に担ってもらおうという計画である。このような小学校は今回の「外国語活動」導入期の混乱を避けるための一時的方策として導入しているのか、今後とも専科教師に頼る予定であるのかはわから

ないが、学校長の判断によるところも大きい。しかしやはり2011（平成23）年度以降の実施時間数を考えた時、専科教員の確保は難しくなり、ほとんどの小学校では、専科教員ではなくこの意味でも学級担任が担わなければならない状況になると考えられるため、全校的に取り組む必要が生じることになるだろう。

学級担任でない「外国語活動を担当する教師」は、英語に関する知識などは一般的な学級担任より多いものの、学級担任ほど各クラスの児童の実態、興味、関心に精通しているわけではない。前述のとおり、児童にとって不安のない安心できる雰囲気の中で「外国語活動」を行うには、学級担任の方が優れているといえる。

特殊な例として、名古屋市では入札で決定した民間の派遣業者を通して独自に「英語活動アシスタント」を採用し、研修後市内の小学校に派遣している。2008（平成20）年度までは、どの学年にも「英語活動アシスタント」による授業が年間4時間行われ、2009（平成21）年度は、5・6年生については8時間に増やす計画となっている。児童にとっては年間4時間のみ顔を合わせる「英語活動アシスタント」が中心となって授業が行われ、学級担任は立ち会うものの授業はほとんど行わないケースとなる。「英語活動アシスタント」にとってもキャラバン方式で巡回するため、児童と親しくなる時間もなく授業の準備や打合せのために事前に小学校を訪問することもない。全国的に小学校全体で学級担任が中心となって行われつつある状況に比べ、基本の方針の違いが際立つ例といえる。

学級担任でない教師が担当する場合は、できる限り「外国語活動」の時間だけ小学校（または教室）に出入りする非常勤の教師ではなく、少なくとも常勤講師であるなど学級担任に近いレベルで児童を理解していることが望ましい。

(2) ALT

昭和62年度に開始された国のJETプログラム「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)によるALTは、財団法人自治体国際化協会調査によると、平成17年現在5,362人(うち小学校専属は121人)となっている。昭和62年度に招致国数4カ国で始まって以来、2002(平成14)年度は40カ国6,273人、2006(平成18)年度は44カ国5,598人、2008(平成20)年度は38カ国4,682人と順調に増加していた以前に比べて、最近では招致国数、人数共に減少している。小・中・高を合計したALTは5,000人程度で諸外国との獲得競争もあり、今後大幅な人材増は望めない[6]。

ALTの採用については、各市町村予算で市町村の教育委員会の方針に基づいて雇用されることが多いが、その採用の方法はさまざまである。入札によって民間業者を選定し、その業者が雇った外国人がALTとして教壇に立つ場合、各市町村の海外との姉妹都市関係を利用して定期的に相手の市などから派遣してもらう場合等もあり、それぞれ独自のルートでの雇用となっている。また、市町村の財政規模、状況、政策方針によって、その雇用数に差や増減が生じている。例えば2008年に始まった不況による財政危機の影響により、豊田市では極端な財政カットが行われており、2009年度のALTの採用数も既に大幅削減となる見込みである。

市町村予算で確保されたALTの派遣に加えて、県によっては県の予算でALTが年に数回派遣されるというプログラムも同時に存在する。それぞれのALTは言うまでもなく別の先生であり、その調整や事前打ち合わせもうまくいっていないことも少なくない。受け入れる側にとっても、予めALTのスケジュールが十分事前に把握できる場合にのみ、その授業に合わせて調

整しておくことが可能となるが、それ以外は予定以外の授業に、初対面のALTが参加するということになる。学習効果を高めるためにも、ALTの協力とその派遣体制を最大限効果のあるものにしたところである。教育委員会や校内担当者による調整が肝要である。

ALTは、ネイティブ・スピーカーとしての役割が期待されており、その場合は、活動面でも音声面でも一番問題が少ないと思われる。しかし、実際に小学校の英語活動を見学すると、ネイティブ・スピーカーではなく英語が片言に近い、本来ならば国際理解面でより協力が期待される外国人が、音声面の指導も含めて多数参加している授業を目にすることがある。「小学校外国語活動」において、児童がネイティブ・スピーカーのような英語を発話することはもちろん目標とはなっていない。共通語としての英語という意味でも、多様な英語の存在を体験する意味でも、ネイティブ・スピーカーの発音のみに慣れ親しむことが好ましい訳ではない。しかしながら初めて英語に接する児童たちにとって、ネイティブ・スピーカーの英語とはかけ離れた英語に何度も繰り返して触れることは望ましいとは言い難いため、各小学校で配慮をして頂きたい。ネイティブ・スピーカーでないALTを採用する場合は、同じ人のみが長期間T2となるのではなく、他のALTの授業も行うようにしたい。

ALTの中には、英語を教えたことがない人、大学を出たばかりの人、日本に対する理解のない人など、採用の方法だけでなく、個々のALTの状況もさまざまである。財団法人自治体国際化協会では、ALTになる外国人のために詳細なガイドブックを作成し配布している。民間の派遣業者に属するALTの場合は、英語教授法等についての研修を受けている場合が多いが、市町村による採用の場合は独自の研修が必要であ

る。いずれの場合も今回の「小学校外国語活動」の導入にあたっては、英文の『新学習指導要領』の内容をよく理解してもらい、各地域、各小学校の実態を説明した上で、T1である学級担任と必要な打ち合わせを経て、授業に協力してもらうことが肝要である。

また、民間の派遣業者に属するALTの場合、その会社が作成した教材しか使用しない場合があり、ALTが自分の授業時間のみ使用することになっているためか、授業が終了するとすべて持ち帰ってしまい、学級担任が同じ教材で別の時間に授業をすることができない状況もある。他の例としては、所属会社が作成したプリントを次から次へと何枚も配布し、文字を書かせ続ける授業にも出合った。今後は「外国語活動」の意味を担任もALTもよく理解し、その趣旨に沿った授業を徹底する必要がある。

(3) 地域講師

『新学習指導要領』において「ネイティブ・スピーカーの活用に努める」ことが望ましく、次に「地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得る」とされている [1]。『小学校学習指導要領解説』では「国際理解教育の推進を図る」場合は、「ネイティブ・スピーカーや、外国生活の経験者、海外事情に詳しい人々、外国語に堪能な人々」の協力を求めている。また、音声面では、「ネイティブ・スピーカーや外国語に堪能な人々」となっており [7]、これらの協力者がT2として想定されていることがわかる。

「外国語に堪能な人」については現実には日本人を指すことが多いと思われる。「JTE」、「地域講師」、「ボランティア講師」など地域によって様々な形態と呼び名があり、その協力の方法や実態も様々となっている。しかし「外国語に堪能」とはどの程度のことをいうのか、「海外生

活の経験者」ならびに「海外事情に詳しい人々」についても、地域の実態に応じるためにはやむを得ないかもしれないが、基準があいまいなままにされている。

「地域の実態に応じて」という中には、各小学校の立地条件や規模、今までの英語活動の状況、各都道府県ならびに市町村教育委員会の取り組みへの姿勢など、多くの条件が地域で異なっており平準化できないことを、現実のこととして認めているといえる。ネイティブ・スピーカーを探そうにも該当者が近くに居住していない地域もあり、視聴覚教材で補完するしかない小学校もあると思われる。

直接訪問した小学校のほとんどがこれらの講師の確保に苦慮しており、求人の方の方法、採用方法、謝金の予算等の事務的な事柄から、候補者の英語運用力の把握、小学校教育についての知識の有無等に至るまで、各小学校にとって人材確保は容易でないことが多い。ALT確保のために校長先生ご自身がNPOの立ち上げをされた安城市の例もあった。地域によっては、小学校英語指導力検定協議会などが立ちあがっており、研修会や検定試験を行うことによって英語と小学校教育を理解しているよりよい人材を確保し、「小学校外国語活動」を地域で支援しようとする動きもあるが、これらは特区を含む岐阜や長野県などごく一部の地域でのかなり限られたものとなっている。

指導者についての記述の変遷をみた上で、『新学習指導要領』における記述を考えあわせると、いずれも極めて当たり前とも言える大枠で述べられており、「指導者に求められる技能の内容と水準を具体化」についての記述はみられないことがわかる。記述はされなかったというよりできなかったというのが現実であろう。記述し指導者の水準を決定すると、学級担任も含めて指導者が確保できなくなる可能性もある

と思われる。このように学級担任に協力するT2の現状も多様である。時間数も格段に増える今後、多くの「外国語活動」の授業にT2の参加を期待することが現実的ではないことは、学級担任の先生方にとってより負担が増えることを意味する。今回の導入は様々な要因を考慮した「最適解」[8]であるという見方もある一方、見切り発車的側面否定できず、最初から指導者に具体的に多くを要求することのないよう考慮されていると考えられる。

4. 文部科学省による研修

4.1 現職教育研究プログラム

小学校英語活動のための現職教員研修として、教員研修センターでは2007（平成19）年度に続き、2008（平成20）年10月から11月にかけて「平成20年度小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」を、全国を5ブロックに分け5日間ずつ行った。この研修の目的は、「担当する指導者主事等に対して、研修の意義や役割、校内研修の運営方法、学級担任の役割、教材作成の方法等について、必要な知識等を修得させ、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が、受講者により行われること」である。対象者と定員はとても限られたものとなっており、「教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者で、上記目的を踏まえた役割を担う予定である者とする。」で「各都道府県（中核市分を含む。）においては4名以上、各指定都市においては3名以上とする。」とされている[9]。

この研修を受講した指導主事他が中心的指導者となって各都道府県は中核教員研修を行い、その対象者は市町村の担当指導主事や各小学校から1名ずつの外国語活動を中心に担当する教員となる。この中核教員研修の受講者は、受

講後に各小学校で2008・2009（平成20・21）年度の2年間に30時間程度の校内研修を実施することが求められる。しかし、2008（平成20）年度に校内研修が予定通り終了している小学校は多いとは決して言えないだろう。実際に研修が終了したという小学校の先生にお目にかかったことがない。現実には平成21・22年度に実施されることになる小学校が多いと思われる。

しかしながら、2011（平成23）年度の全面実施に向けて、各小学校は外国語活動の時間数を徐々に増やす計画を立てているところが多く、具体的には2009（平成21）年度に15時間程度、2010（平成22）年度に25時間程度とし、2011（平成23）年度の35時間完全実施に向けて準備や体制を整えていく予定の小学校が多く見受けられる。先進校や拠点校でなく、今まで積極的に外国語活動を行っていない多くの小学校においては、2009（平成21）年度に行う15時間の活動もかなりの負担と受け取られている。授業開始が目前であるにもかかわらず、教員研修センターの予定通りに研修が進んでいないのが現状である。今までに比べて一気に増えるともいえる時間数、また、前述のとおり、財政上の理由ですべての時間にALTなどT2にあたる人材を確保することは難しいという現実があり、その上研修が十分でない可能性がある学級担任が、単独で「外国語活動」を担わなければならないという現状がここでも確認されることとなる。

4.2 研修が進まない理由

研修を行う上での問題の一つに対象となる教員数がある。平成17年5月の文部科学省「学校基本調査」によれば、公立小学校数は22,856校、教員数は全体で411,472人である。そのうち「小学校5・6年の学級担任全員に現職教員研修を行う場合の教員数」は、79,746（小学校

5・6年、単式学級数)の学級担任教員数と6,413(隣接する2学年の複式学級数)の学級担任数を3で割ったもの合計となり、81,884人となる[10]。81,884人を対象に現職教員研修を短期間に行う体制は整っておらず、上述したような計画ではその他の問題と合わさって、その結果、移行措置期間に対応できる研修が実際に間に合わないという状況がもはや不可避である。2011(平成23)年度の完全実施までには十分な研修が行われるように、各教育委員会ならびに各小学校には中核教員研修と校内研修についての実現可能な計画とその確実な実行が課題となる。

拠点校でない一般の小学校における校内研修が遅れている理由は何か。上述の中核教員研修が遅れているため、それに続く研修計画が遅れているというのが大きな理由である。小学校によって、全学カリキュラムの計画がどうなっているのかによっても対応は異なる。5・6年生以外の学年の計画も綿密に進められている学校では、必要に迫られて研修の計画も実行され易い。しかし、今までALTにお任せの英語活動がほとんどで、2009(平成21)年度はまず5・6年生のみ時間数を増やす小学校では、研修は今後始まることになる。研修の本格化はこれからという小学校がほとんどであるように見受けられる。

研修が進まない本当の理由は他にある。多忙である、必要が切迫でない、何を誰が研修するのか具体的推進する空気がない、何となく敷居が高い、などもあるだろう。しかし一番の理由は、まだ教科でもない英語に対して先生方が使う時間の確保は、小学校の中で優先度が最もと言ってよい程低いということである。それが小学校の現実である。英語の前に国語があり算数がある。他の「教科」があるのである。学力低下に加えて体力低下も叫ばれている今、小学校

教育での英語の認知度と重要度はまだ極めて低い。これから徐々に少しは上がっていくことを期待したいが、まだまだ時間を割いてもらえない科目以前のものなのである。「外国語活動」は小学校教育の中でのほんの一部であり、児童にとって何を優先すべきかをいつも考えた上で論じなくては現場の先生方の理解は得られにくいと感じるところである。効率のよい研修を考えていく必要がある。

4.3 研修資料

(1)「小学校外国語活動研修ガイドブック」

文部科学省は、小学校教諭への研修資料としては、既に『小学校外国語活動研修ガイドブック』を作成し各小学校へ配布済みであるが、専門的で多岐にわたる内容も含まれているため、ガイドブックに基づいた研修を各小学校主体で行うことは難しい面がある。今まで拠点校でない小学校においては、まだあまり活用されていないようである。校内研修ならびに自己研修において、今後の活用を期待したい。

(2) 教員研修用DVD

すぐにできる研修の資料としては、教員研修用DVD『You can do it.ー小学校に英語がやってきた!ー』が作成され、独立行政法人教員研修センター(以下教員研修センター)から配布されることになっているが、このDVDは、短いもので、ポイントが示された内容となっており、これで多義にわたる必要事項をすべて研修できるわけではない。指導者研修から始まる本格的な研修、校内研修によって初めて研修が行きわたることになる。

5. 文部科学省による条件整備

5.1 『英語ノート』

文部科学省により初めての共通教材としての

『英語ノート』が作成された。2008年度に試作版である『英語ノート5年』と『英語ノート6年』が全国の拠点校の5・6年生に配布され、それを使ってのアンケートが拠点校から提出された。それを踏まえて一部修正された『英語ノート1』ならびに『英語ノート2』が2009年度に使用できるように全国の小学校5・6年生に指導資料と共に2009年3月末に一斉に配布された。文部科学省の平成20年度の予算案では、『英語ノート』にはCDが付属することになっていたが、結果的に予算確保が困難となり見送られた。

今後『新学習指導要領』に基づき、中学・高校の英語教科書も改訂されるが、『英語ノート』を踏まえて改訂されることになる。『英語ノート』は教科書という扱いではないため、使用義務はないというのが文部科学省の建前である。しかしそれは、特区や研究開発校、拠点校などの先進校における現在の進んだカリキュラムを考えた時、内容からみて教科書のように全国一斉使用を義務化することはできないからであると思われる。先進校以外にも、独自のカリキュラムを構築した教育委員会や小学校もある。しかし、それらの小学校においても『英語ノート』と現在のカリキュラムとの整合性を考え、内容を取捨選択する必要がある。また、どの小学校においても中学への接続を考えれば全国レベルの唯一の共通教材を使用しないという選択は到底現実的ではない。今後はこの共通教材に向けて、全国の小学校の外国語活動の内容が修正され、今までよりは足並みがそろっていくことになろう。『英語ノート』を軸として各小学校の現状に合わせたカリキュラムや指導案の作成が求められる。『英語ノート』はこれまで長年にわたり研究開発校で蓄積された知見の集大成でもある。今後全国の小学校で使用され、より多くの経験と検討が加えられ、改良されていく可

能性がある。

5.2 絵カード

指導資料としては、文部科学省『小学校外国語活動サイト』に『英語ノート』の教材があり、絵カードがダウンロードできることになっているが、サーバの負荷軽減のためという理由で以前から停止されたままになっている。早い復旧が望まれる。教育委員会の中には、『英語ノート』に合った「絵カード」を業者にまとめて発注しているところもある。また、民間業者から『英語ノート』に合わせた「絵カード」がすでに発売されている。

5.3 視聴覚教材

『新学習指導要領』においては、「ある程度、英語をはじめとする外国語を聞いたり話したりするスキルや、さまざまな国や地域の文化についての知識や理解が求められる側面がある」とし、それらの備わった指導者が求められている。それらを補完する意味でもネイティブ・スピーカーなどが必要とされているが、「ネイティブ・スピーカーや外国語に堪能な人々の協力が得にくい」場合は、「視聴覚教材の積極的活用が極めて有効」と記された[4]。視聴覚教材として、CDと電子黒板用ソフトが配布された。

(1) CD

CDは前述のとおり生徒用『英語ノート』には付属されないが、教師用としてのみ学校へ配布されることになった。しかし試作版の内容については、児童の練習用繰り返しなどの録音がなく、実際に教室で使用するためには頻繁に操作する必要が生じる。授業中使いやすくするためには、このCDを音源として、指導者が編集を行うことも有効である。すでに民間業者から、速度がゆっくりと普通に加えて生徒用のカラオ

ケバージョン付に編集されたCDが発売されているが、価格が高い。

(2) 電子黒板用ソフト

電子黒板用ソフトについては、電子黒板もしくはインタラクティブユニットを用いて、『英語ノート』の各ページがそのまま映し出され、登場人物がそれぞれの国のネイティブ・スピーカーとして発話するICT教材として活用できる。ただし、電子黒板もしくはインタラクティブユニットは高価であり、教育委員会によるすべての小学校への早急な設置が望まれる。しかしながら、現実には『英語ノート』に合わせて導入することは難しい小学校も少なくないため、とりあえずパソコンとプロジェクターを併用して使用するなどの対応が求められる。このソフトは今までにない形態の視聴覚教材であるため、児童にとっては興味を引くものとなるであろうが、指導者は使用方法について習熟する必要があると共に、今後、効果的な使用についての情報の共有が望まれる。

このように、文部科学省によるさまざまな支援がされ、条件整備が整いつつある。各小学校においても実際に授業で使いこなすための準備や研修が必要である。

6. 教育委員会の役割

各都道府県レベルの教育委員会においては、前述の中核研修の実施が大きな役割となるが、

市町村レベルの教育委員会では、地域の実情を把握し、地域内で小学校間に「外国語活動」の内容や時間数に大きな格差が生じないように多方面で配慮することが必要である。そのために、指導主事を新設した教育委員会もある。「外国語活動」の正しい理解を広め、カリキュラムの開発支援、研修会の開催、ALTをはじめとするT2の確保と調整、研究成果の発表と共有、「外国語活動」における予算の確保、小中連携支援など市町村の教育委員会の役割はますます大きいと言える。

2008年8～9月に行われた、旺文社による『小学校の英語活動に関するアンケート』の結果によれば、「2011年の外国語活動必修化に向けて、教育委員会と小学校の現場との間には3割の認識のズレがあるとされている。「貴校{貴教育委員会の管轄下の小学校} 5・6年生での年間35時間の外国語活動導入がスムーズに進むと思いますか。」の質問に対しての回答は次のようになっている。

小学校からの回答との52.5%が「課題があり、導入には不安が残る」となっている一方、教育委員会からの回答では、「スムーズに導入できると思う」、「課題はあるが、導入の見通しは立っている」という楽観的な見方を合わせると、74%に上る [11]。このような大きな認識のずれが生じないような実態把握を求めたい。

表1 小学校の英語活動に関するアンケートの結果

単位 パーセント

	小学校	教育委員会
スムーズに導入できると思う	8.7	16.8
課題はあるが、導入の見通しは立っている	35.6	57.2
課題があり、導入には不安が残る	52.5	22.0

7. 指導者を取りまく状況の変化

7.1 小学校教員養成課程における人材養成

小学校教員免許を取得できる大学は、現在全国に約220大学と思われるが、そのうち英語専修（または選修）を設けている大学はまだ数えるほどしかない。小学校における英語が教科になっていない、専門家が少ないために新設されにくいと思われる。今回の「学習指導要領」においても「外国語活動」は「道徳」と同じ扱いになっており、その点から考えれば小学校教員養成における「道徳」の扱いと同程度しか望めないのが現状といえる。

平成13年7月に決定された「教職課程認定基準」によると、小学校教諭の教職課程の場合、『教科に関する科目』に開設する授業科目は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに解説されなければならない。」とある [12]。英語は現在教科ではないため、カリキュラム上授業科目として開設されていなくても問題とはならない。今後「外国語活動」を推進していく上で、小学校教員養成課程のカリキュラムに小学校英語関連科目が加えられることが強く望まれる。しかしながら、将来、もし英語が小学校の教科に加えられた場合でも、専攻する科目が最初から決まっている中学・高校の教員養成課程と比べて、すべての科目を担当しなければならない小学校教員の養成においては、英語だけ突出した扱いをするのは難しいのが現実かもしれない。

また、小・中（英）または小・中（英）・高（英）など複数の免許状を同時に取得することができる大学もあるが、それは一部の教育学部などに限られている。その条件を満たす卒業生による小学校での活躍に期待は高まるころではあるが、人数がとても限られている上、中・高へ赴任する人もあり、あまりこのケースによ

る人員の増大は期待できないだろう。

現在、「小学校外国語活動」を見据えた、小学校教員養成課程における英語専修、英語選修またはそれに準じるとと思われるコース等は、限られてはいるが国立大学の教育大学を中心にいくつか設けられている。以下にその例として、宮城教育大学、岩手大学、上越教育大学、信州大学、千葉大学、東京学芸大学、福井大学、愛知教育大学、奈良教育大学、京都教育大学、鳴門教育大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学（順不同）を挙げる。これらのコースの卒業生が活躍するのは少なくともまだ数年先となるだろうが、数は少なくともその赴任先での活躍に期待したい。

7.2 採用試験の変化

文部科学省の「平成21年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」における、小学校の実技試験実施状況によると、従来から行われている、水泳（56区市）、水泳以外の体育（51区市）、音楽（51区市）、図画工作（13区市）に加えて、英会話等が11区市で実施されている。ちなみに、一覧から確認すると、図画工作を実施している区市と英会話等を実施している区市が一致しているということはない。表1にみられるように、小学校の受験者に対して英会話等の実技試験を実施している区市は、2005（平成17）年度選考試験では全くなかったが、翌2006（平成18）年度は8区市が実施、その後も微増し、2009（平成21）年度は11区市で実施され増加傾向にある [13]。2009（平成21）年1月、文部科学省は教育委員会に対して採用選考において「外国語活動」に対応することを求めている。これにより、今後はこの傾向が強まると思われる。

採用試験に英語が課されることにより、受験予定者は、学級担任として外国語活動に関わる

表2 小学校教員養成課程に英語専修（または選修）等をもつ大学の例

大学名	小学校教員養成課程における英語専修(または選修)	各課程の説明(要約は筆者)
宮城教育大学 教育学部	初等教育教員養成課程 言語・社会系 英語コミュニケーションコース	・中学校英語教育との連携を視野 ・小学校英語活動を力強く実践・推進できる小学校教員の養成 ・小学校英語や第二言語習得の基礎的な理論を理解(小学校英語教育概論、第二言語習得論) ・確かな理論と高い実践力を併せ持つ小学校教員
岩手大学 教育学部	学校教員養成課程 小学校教育コース・ 中学校教育コース 英語コース 英語サブコース	・小学校英語活動のあり方とその指導方法を学ぶ ・小学校の英語活動について学んだことを実際に小学校で実践。 ・学習指導要領を読み、小学校英語活動のあり方とその指導方法について学ぶ。
上越教育大学 学校教育学部	教科・領域教育専修 言語系コース 英語	・『英語』は、中学校・高等学校における英語教育と小学校における外国語活動に関して、実践力のある教員を養成。 ・英語によるコミュニケーション能力を育成し、英語科教育、小学校英語教育、英語学、英語文学に関する理論的・実践的な研究を指導。
信州大学 教育学部	学校教育教員養成課程 言語教育専攻 英語教育分野	・言語一般に関する広い知識の修得と、言語に対する鋭い洞察力の涵養により、確かな言語観に支えられた小学校又は中学校教員の養成
千葉大学 教育学部	小学校教員養成課程 異文化コミュニケーション選修	・平成15年度に他大学に先駆け小学校での英語教育を念頭において設置。教室におけるコミュニケーションの大切さを実践できる教員、そして異文化間のコミュニケーションの諸問題にも対処できる教員の養成。「小学校英語入門」「小学校英語演習」選修 ・授業では学級担任ならではの英語活動、Assistant Language Teacher(外国語指導助手)と組んでの英語活動、実践的な体験を通して、小学校英語教育のノウハウを確実に学ぶ。 ・「小学校英語教育実習」という授業で小学校へ出向き、実際に授業。小学校における英語教育および国際理解教育に自信を持って取り組める教員の養成。平成19年度より「小学校英語教育実習」のクラスで、千葉市の公立小学校に出向き、授業を行っています。歌、チャンツ、物語、クラフト作りなど授業計画をたて、できるだけ英語で授業。
東京学芸大学 教育学部	初等教育教員養成課程(A類) 小学校教育の英語選修(A類英語選修)	・各選修の専門的知識・技能および小学校教育に必要な全教科等についての知識・技能を習得。 ・幼稚園または小学校における現代の教育的課題に対応できる実践的指導力を育成。 ・「小学校英語教育演習」
福井大学 教育地域科学部	学校教育課程 言語教育コース 英語教育サブコース	・国語科と英語科を一つのコースとして統合し、知識や方法を共有。言語教育全般について深い理解力を持った教員を養成。国語や英語に強い小学校教師、小学校のこともわかる国語科と英語科の中学校教師を育成。国語教育サブコースと英語教育サブコースを設置。
愛知教育大学 教育学部	教員養成課程 初等教育教員養成課程 英語選修	・実践的な高い英語能力を身に付けるとともに、教員の養成機関として英語教育を軸足にしながらも、小・中・高すべての教員免許が取得できる体制
奈良教育大学 教育学部	学校教育教員養成課程 言語・社会コース 英語・国際理解教育専修	・小学校教諭一種免許と中学校教諭一種免許(英語)
京都教育大学 教育学部	学校教育教員養成課程 英語領域専攻	・小学校・中学校・高等学校などで英語を教えるために、英語の四技能の運用能力を高めるとともに、英語の教授法や背景にある文化を学びます。
鳴門教育大学 学校教育学部	小学校教育専修 英語科教育コース	・英語教育をデザインし、児童の英語学習をサポートできる小学校教員を養成 ・言葉の仕組や英語圏の多様な文化について学び、児童を対象とした英語指導について研究し実践力を養う。
大分大学 教育福祉科学部	学校教育課程 教科教育コース 英語選修	・小学校教諭一種免許と所属する選修の専門教科の中学校および高等学校教諭一種免許
宮崎大学 教育文化学部	学校教育課程 初等教育コース 英語専攻	
鹿児島大学 教育学部	学校教育教員養成課程 英語専修 初等教育コース	
琉球大学 教育学部	学校教育教員養成課程 小中学校教科教育コース 英語教育専修	・英語の運用能力を高める授業で国際的視点と高度な英語力を獲得し、英語学や英米文学を学ぶことで英語教員としての教養を身につけ、最新の英語教育理論を通じて、理論に裏付けされた真の実践力が習得

出典： 上記大学公式ウェブサイト 2009年3月現在

表3 小学校実技試験（英会話等）実施状況

(単位：区市)

年度		2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)	2008(平成20)	2009(平成21)
区分	一次	—	3	3	4	5
	二次	—	5	6	6	7
計		—	8	8	9	11

(注) 計については実施した区市の実数。

ことを採用前から想定できるだけでなく、英語に対して学生時代により関心を持って取り組むことが期待できる。

7.3 教員免許法改正による弾力化

2002（平成14）年2月、中央教育審議会から「今後の教員免許制度の在り方について」（答申）が出された。教員免許状の総合化・弾力化を検討する背景のうち、早期に対応すべき課題の中で、「平成14年度から小学校において本格的に実施される総合的な学習の時間においては、国際理解、情報、環境、福祉・健康その他の課題について多様な学習活動が行われる。総合的な学習の時間を実施する上では、地域の人々など多様な人材の活用が求められており、その一環として、各学校の必要に応じ、専門性の高い教員を活用していくことが重要である。例えば、国際理解に関する学習の一環として外国語会話等の学習活動を行ったり、情報に関する学習を行ったりすることも考えられるが、小学校の教員は養成段階で専門的にこれらを学んでいないなど、小学校の各教科に含まれていない分野を指導できる教員の確保なども検討課題と考える。」と総合学習における国際理解・英語活動の指導者についての対応の必要性が述べられた [14]。

これを受けて、同年「教育職員免許法」が次のように改正されることとなった。「第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定に

かかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。」となった [15]。「教育職員免許法」改正が行われ、教員免許状の総合化・弾力化の方向性が打ち出された。同年2月の中央教育審議会答申に基づくもので、その中で「早期に対応すべき課題」として「小学校高学年では、専科指導の充実も含めた指導方法（学習集団）の多様性が求められており、チームによる指導を推進する指導方法の在り方が課題となっていることから、小学校における各教科及び総合的な学習の時間の指導充実を図るため、教科に関する専門性の高い教員が担当できるよう免許制度上の措置を講じることが重要である。」とされた。この答申を受け、「教育職員免許法」が改正され「中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科（国語、社会、算数、理科等）及び総合的な学習の時間の教授を担当することができるようになった。」 [14]

この教員免許状の弾力化により、英語の専門性を持つ中学教員、高校教員が小学校外国語活動の専科担当教員として1人で教壇に立つことが可能となった。しかしながら、今回の『学習

指導要領』で示された「小学校外国語活動」は、中学の英語教育の前倒しではなく、今までにない新しい教育活動であるため、英語の専門性と教員免許があればすぐに担当できるという内容とはなっていない。中学・高校の免許を持つ教員が担当する場合は、『新学習指導要領』と小学校教育をよく理解した上で、小学校教員と互いにその専門性を補完し合いながら、中学での英語教育とも児童英語教育とも異なる「小学校外国語活動」の導入に寄与していくべきである。安易に中学の英語教員や児童英語教育経験者であれば誰でも「小学校外国語活動」を今までの経験で十分指導できると、教える立場になる人も小学校側も考えない方がよい。また「外国語活動を担当する教師」において前述したとおり、学級担任に近いレベルでクラスの児童を理解していることも重要である。

8. 今後の研修のあり方

8.1 アンケート結果

2009年2月桑名市で開催された、「三重県小学校英語活動研究会」の参加者の皆様ならびに他の研修会の出席者の皆様の協力を得て、独自

に「小学校外国語（英語）活動についてのアンケート」を実施した。アンケートの詳細な分析は別の機会に述べたいが、ここでは「英語活動」における不安についてと研修内容の希望項目について簡単に報告したい。参加者の立場が異なるため、ここでは回答頂いたうち、学級担任として単独で複数回「英語活動」を行ったことがある教諭21名、全く行ったことがない教諭33名の結果を取り上げる。

不安については、次の16項目の中から、上位5項目を順位の番号を付けて記入して頂いた。項目は以下の通りである：年間指導計画、指導案作成、授業の流れ、ゲームの方法、歌の指導、チャンツの指導、読み聞かせの指導、クラスルームイングリッシュ、英語の発音、英語の流暢さ、英語の文法、ICT教材の使い方、ALTとの打合せ、教材作成、『英語ノート』の内容、その他。それぞれ上位3項目は表3の通りであった。いずれも英語の発音に不安を感じている先生方が最も多く、学級担任として単独での経験のある先生方は年間指導計画に続いて英語の流暢さを挙げているのに対して、経験のない先生方は英語の流暢さと授業の流れを挙げている。

表4 「英語活動」における不安

	1 位	2 位	3 位
単独経験あり	英語の発音 (30%)	年間指導計画 (33%)	英語の流暢さ (24%)
単独経験なし	英語の発音 (61%)	英語の流暢さ (45%)	授業の流れ (39%)

希望する校内研修内容については、上の16項目に次の5項目（研究授業の相互実施ならびに見学、言語習得理論の解説、英語全体の能力向上、国際理解の考え方、新学習指導要領における「小学校外国語活動」の基本理念などの解説）を加えた計21項目の中から、順位を付けて上位

5項目の回答をお願いした。その結果、それぞれ上位3項目は表4の通りである。この設問は研修一般ではなく校内研修に限っているため、そのことが結果に影響しているとも思われる。第一希望はいずれも授業の流れとなり、経験のない先生方はすぐに使える具体的な教育技術の

習得を望んでいることがわかる。また、いずれも研究授業の実施と見学を挙げているのは、小学校では他科目でも研究授業が盛んに行われており、先生方にとって有効な研修方法となっていると思われる。経験がある先生方の希望項目

は集中せず分散する傾向が見られ、研修の際の内容の検討がより難しい可能性があるといえる。校内研修を含む研修については次の機会に述べることにしたい。

表5 希望する校内研修内容

	1 位	2 位	3 位
単独経験あり	授業の流れ (48%)	年間授業計画 (43%)	ゲームの方法 (38%) 研究授業の実施と見学 (同)
単独経験なし	授業の流れ (55%)	チャンツの指導 (42%) 教材作成 (同)	ゲームの方法 (33%) クラスルーム・イングリッシュ (同) 研究授業の実施と見学 (同)

松畑ほかの調査においても、「小学校の英語教育に携わる教員には、次の分野を強化したい」というニーズが非常に高く意識されているものと考えられる。①発音、フォニックス、発問英会話などの英語力強化 ②レessonプランや教材開発・開拓」[16] と結論付けられており、今回のアンケート結果とほぼ同様の結果が出ている。

9. 学級担任による単独授業にむけて

可能であるならば「外国語活動」は学級担任が計画した指導案に基づいて、ALTとのTTで行われることが望ましい。しかし、これまで述べてきたように、2011（平成23）年度の必修化に向けて、その実現は時にかなり難しいことがわかる。学級担任の先生方は英語自体に対する不安と新しい教育活動に対する不安の両方を感じながら、「外国語活動」を行っていくことになるだろう。

実態にあった充実した研修と実際の授業を繰り返すことで、今まで経験のない学級担任も単独授業を行うことができるようになるよう、学級担任の先生方だけにすべての重責がかからな

いように、多方面からの支援が不可欠である。まずは、『新学習指導要領』の理解に基づき『英語ノート』の指導案をよく理解し、それに近い形で活動を行い、先生方が互いに授業を見学しあいながら授業改善を目指すことがよいと思われる。「外国語活動」における様々な質問に随時回答が得られる体制も必要である。校内に英語に堪能な教員がいることが望ましいが、そうでない場合はその体制を確保することにより、不安が軽減できると考えられる。教育委員会の指導主事をはじめ「外国語活動」と小学校の教育現場の両方をよく理解した大学教員も協力できるだろう。一段落した後、英語の知識や運用能力向上にも努めて頂きたい。

「外国語活動」の指導者に求められる技能の内容と水準も具体的に語られ、求められるようになるだろう。

小学校の先生方は、もともと多教科を教える技術を持つ専門集団であり、柔軟な教授法を身につけている。授業研究も盛んに行われており、「外国語活動」もその一つとなるだろう。この活動はその方法によっては、クラス全体の変化も期待できる可能性を秘めており、他の授業で

は見られないような、多くの児童の笑顔を活動を通して引き出し、学級経営上も小学校教育全体にもプラスになるように工夫することができるだろう。

10. おわりに

新しく始まる「小学校外国語活動」は、いろいろな経緯を経て創出され、全国で一斉に実現されることとなった。特区など特別な学校との格差は考慮されていないが、これによりほとんどの小学校においてある程度格差は縮まることになるだろう。今後小学校において中学年、低学年へと活動が行われるようになるのか、または英語が教科として認められるようになるのか、それ以外の方向になるのか、新規調査が開始されるが、その結論はまだ数年先である。いずれにしても、児童がこの大きな変化に翻弄されることのないよう、小学校で「外国語活動」を経験したことが、コミュニケーション能力の向上という形でよりよい結果をもたらすよう願うところである。

謝辞

この研究をするにあたり、快く研究授業、研修会、日常の授業見学等に参加させて下さった多くの小学校の関係者の皆様、アンケートに協力して下さいました皆様、小学校の現状をご紹介下さった先生方に心より感謝いたします。ありがとうございました。

引用文献

- [1] 文部科学省『学習指導要領』1998（平成10）
- [2] 文部科学省「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」2003（平成15）
- [3] 文部科学省中央教育審議会外国語専門部会（第14回）「小学校における英語教育について」2006（平成18）
- [4] 文部科学省『小学校学習指導要領』2008（平成20）
- [5] 文部科学省「小学校英語活動実施状況調査（平成19年度）結果概要」2007（平成19）
- [6] 財団法人 自治体国際化協会「JETプログラム青年招致人数などの推移」『20年とその将来展望』
http://www.jetprogramme.org/documents/pubs/kinenshi/j/8_3_chart_j.pdf
- [7] 文部科学省『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』2008（平成20）
- [8] 大津由紀雄「小学校英語—わたくしが一貫して反対する理由とわたくしの代案」南山短期大学外国語研究センター公開講演会 2008年10月25日
- [9] 独立行政法人 教員研修センター「平成20年度小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」
- [10] 文部科学省「小学校英語活動実施状況調査（平成17年度）結果概要」2005（平成17）
- [11] 旺文社『小学校の英語活動に関するアンケート』New Release 2009年1月27日
- [12] 文部科学省「教職課程認定基準」2001（平成13）
- [13] 文部科学省「平成21年度公立学校教育職員採用選考試験の実施方法について」
- [14] 文部科学省「今後の教員免許制度の在り方について（答申）中央教育審議会」2002（平成14）

- [15] 文部科学省「教育職員免許法」2002（平成14）
- [16] 松畑熙一ほか『小学校英語教育に対する指導者の意識調査』中国学園紀要 Vol.6 2007

<参考文献>

- 安城市立里町小学校『だれにでもできる外国語活動の授業～コミュニケーションを育てる里小プラン～公開授業指導案集』2008
- 泉 恵美子「小学校英語教育における担任の役割と指導者研修」京都教育大学紀要 No.110、2007
- 梅本龍多「従来のカリキュラムに『英語ノート』を導入して行う英語活動」『英語教育』9月号 大修館書店、2008
- 河内長野市立天野小学校「平成19年度研究開発実施計画書」2006
- 河内長野市立西中学校、同天野小学校、同高向小学校『国際社会に生きる表現力ゆたかな子どもの育成～小・中学校9年間を見通した英語教育のあり方～』ならびに『同 学習指導案』2008
- 菅 正隆「『英語ノート』を使った『外国語活動』の授業」『英語教育』9月号 大修館書店、2008
- 菅 正隆『すぐに役立つ！小学校英語活動ガイドブック』ぎょうせい、2008
- 菅 正隆「英語教育ここだけの話 小学校『外国語活動』発進!」『英語教育』4月号 大修館書店、2009
- 菊池直子「『英語ノート』を中心に取り組む外国語活動」『英語教育』9月号 大修館書店、2008
- 京都市立高倉小学校、同京都御池中学校、同第三錦林小学校、同藤ノ森小学校『第5回全国小学校英語活動実践研究大会 公開授業指導案集』2009
- 財団法人 自治体国際化協会『JET担当者ハンドブック』2006
- 白畑和彦「大学における小学校英語教員養成」『英語教育』9月号 大修館書店、2008
- 宗誠『小学校ならではの英語活動』文溪堂、2007（平成19）
- 豊田市立青木小学校「英語活動授業研究会」資料 2008年11月
- 豊田市立古瀬間小学校「英語活動授業研究会」資料 2008（9月、10月、11月）
- 直山木綿子『小学校英語活動Q&A』京都市教育委員会・京都市立松永記念教育センター、2003
- 直山木綿子「自治体による支援—京都市の取り組みの場合」『英語教育』9月号 大修館書店、2008
- 直山木綿子『ゼロから創る小学校英語』文溪堂、2008
- 福井市順化小学校「『小学校における英語活動等国際理解活動推進事業』実践報告会 発表要項・指導案」2008年12月
- 松川禮子、大城賢『小学校外国語活動 実践マニュアル』旺文社、2008
- 文部科学省『小学校英語活動実践の手引き』開隆堂出版、2001（平成13）
- 文部科学省中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」2002（平成14）年2月
- 文部科学省「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」2002（平成14）
- 文部科学省「英語が使える日本人」の育成のための戦略構想の策定について」2002（平成14）
- 文部科学省「小学校英語活動実施状況調査（平成19年度）結果概要」2007（平成19）
- 文部科学省「小学校の英語教育に関する意識調

査」2004（平成16）
文部科学省「小学校英語活動実施状況調査（平成18年度）結果概要」2006
文部科学省『中央教育審議会 初等中等分科会 教育課程部会 外国語専門部会 第18回議事録』2007（平成19）年9月
文部科学省「小学校英語活動実施状況調査結果概要」2007（平成19）
文部科学省「小学校外国語活動サイト」
文部科学省『英語ノート指導資料 第5学年 試作版』
文部科学省『英語ノート指導資料 第6学年 試作版』
文部科学省「平成21年度公立学校教員採用選考試験の実施方法について」
文部科学省『小学校外国語活動研修ガイドブック』2008（平成20）
文部科学省『文部科学時報』平成20年 No. 1595

受理日 平成21年4月6日

